

令和7年度第2回 第3次半田市地域福祉計画策定委員会 次第

日時：令和7年8月25日（月）

10:00～12:00

場所：瀧上工業雁宿ホール視聴覚室

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議事

(1) 報告事項

(ア) 各専門部会の報告について

① 権利擁護・居住支援部会（資料1－1：P.1-2）

② 就労・参加支援部会（資料1－2：P.3-4）

③ 災害にも強い地域づくり部会（資料1－3：P.5-6）

(イ) 地福計画策定スケジュールの変更について（資料2：P.7-8）

(2) 協議事項

(ア) 計画本編について

① 第1章 計画の策定にあたって（資料3－1：P.9-12）

② 第2章 半田市の地域福祉の状況（資料3－2：P.13-29）

③ 第3章 基本理念等（資料3－3：P.31-34）

④ 第4章 基本目標と推進施策（資料3－4：P.35-36）

(イ) 計画の骨子について（資料4：P.37-45）

4. その他

(1) 連絡事項

第3次半田市地域福祉計画策定委員会名簿

NO	氏名	所属	備考
1	ハラダ マサキ 原田 正樹	日本福祉大学	委員長 学識経験者
2	イシイ ヨシヒロ 石井 義廣	半田市区長連絡協議会	地域住民
3	セキ コウタロウ 関 鋼太郎	半田市民生児童委員協議会	地域住民
4	ナカムラ カツアキ 中村 力章	半田市PTA連絡協議会	教育
5	イマイ トモノ 今井 友乃	知多地域権利擁護支援センター	権利擁護
6	ウカイ カズマサ 鵜飼 数正	ちた地域若者サポートステーション	若者支援関係
7	ヤマザキ チカ 山崎 千佳	半田保健所	保健・医療
8	モリカワ タケヒコ 森川 武彦	半田市介護保険運営協議会	高齢者支援関係
9	タテishi ヨシキ 立石 佳輝	半田市障がい者自立支援協議会	障がい者支援関係
10	アミノ マユミ 天野 真弓	半田市子ども・子育て会議	子ども・子育て
11	ナギノ ノリコ 棚野 敬子	半田市健康づくり連絡協議会	健康づくり
12	シバタ マサト 柴田 将人	半田市ふくしまるごと会議	社会福祉
13	ヤマダ シンゴ 山田 伸吾	半田市居住支援協議会	住まい
14	タクボ ヒデキ 田窪 英樹	地域福祉実践者	生活困窮
15	サカキバラ 榊原 かおる	地域福祉実践者	ボランティア

【市側（半田市社会福祉協議会含む）出席者】

NO	氏名	所属	備考
1	コバヤシ トオル 小林 徹	福祉部長	
2	オノダ ヤスシ 小野田 靖	半田市社会福祉協議会事務局長	
3	カトウ メグミ 加藤 恵	半田市社会福祉協議会事務局次長	
4	モリシタ タカヒト 森下 貴仁	生活援護課長	
5	キムラ チエコ 木村 智恵子	高齢介護課長	
6	タケウチ ケン 竹内 健	健康課長	
7	モリモト ソウイチロウ 森本 総一郎	子ども育成課長	
8	ミワ ショウタロウ 三輪 象太郎	子育て相談課長	
9	タカハシ ナオト 高橋 直登	学校教育課指導主事	
10	ヤマモト イサオ 山本 勇夫	地域福祉課長	事務局
12	アカサカ ヒデトシ 赤坂 英寿	地域福祉課地域福祉担当	//
13	カワグチ ヒトミ 川口 一美	地域福祉課地域福祉担当	//
14	カトウ ユカ 加藤 裕加	地域福祉課地域福祉担当	//
15	クロノ ハヤト 黒野 隼	地域福祉課地域福祉担当	//

権利擁護・居住支援部会報告書

資料 1 - 1

(1) テーマ概要

半田市に限らず、近年では多死社会、単身独居世帯の増加、家族の基盤の弱体化、人間関係の希薄化が進んでいることにより、経済的理由だけでなく身元保証がないために住む場所を確保することが困難になってきています。また、世帯構成の多様化により、母子世帯、外国人世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、LGBTQ、家族関係を望まない人等が生きにくさを感じる現状もあります。そのような状況の中、より住みやすく、ともに安心して暮らし続けるためにはどのような仕組みや制度が必要なのかを本部会では話し合います。

住民が尊厳を守りながら誰もが自分らしく暮らすために、普段からの見守り、専門職へのつながり、地域住民によってささえあえる環境づくりを目指します。

(2) テーマ課題・対策・取組

○住まいについて：

＜課題＞家族の形態、身寄りや支援の有無、経済的状況により住まいを借りることができない入居者もいます。

＜対策＞①サービス付き住宅を活用します。

②居住サポート住宅を活用します。

③大家の不安を軽減し、貸しやすい仕組みを構築します。



○保険について：

＜現状＞死亡後の費用：火葬だけでも最低 20 万円は必要。

＜課題＞費用を捻出できない入居者もいます。

＜対策＞保険を活用して補償する（死後対応）

①補償金：居住支援法人が受け取り後に、死後対応として火葬、病院の清算、賃借・公共料金などの支払い・解約、遺品整理の代行費用に充てられる。家賃 債務保証や残置物処分を保険によりできるようにします。

○死後対応と互助事業の啓発について：

＜現状＞初期費用数十万円で死後対応をできるようにする仕組みがあります。

＜課題＞初期費用を支払えない人がいる。死後対応をできる人がいない。

＜対策＞①保険を活用：初期費用はなく、保険金等で分割して支払える仕組みを活用します。

②家族代行できる仕組み：くらし安心サポート事業（知多地域権利擁護支援センター）などで互助会・ろうスクールの企画・運営・普及・啓発します。

③新たな金銭管理制度により対応する可能性があります。（国の動向注視）

○見守りおよびサポート体制について：

<現状> 近隣トラブルや家賃滞納、高齢独居世帯の場合、認知症や病気、けがなどのケアなど大家の心配事・不安があります。

<課題> 保険だけでなく各種制度の活用や地域による見守りが必要です。

<対策> ①ICT を活用する：非常時の対応が可能になる。テラシテ R(中部電力)などがあります。

②2年の定期借家契約を活用する：入居者の状況把握が可能になり、次の住まいを探す際の借家人の状況に合わせた入居プランの紹介・提供を目指します。

③居住支援法人とともに住まいのサポート体制を構築する：宅建協会と弁護士や各士業とも連携します。

④地域の中でのつながりの再構築をします：ささえあいのまちづくりのために、対象者が高齢者だけでなく子どもも含めた居場所を普及します。

⑤既存の見守り・助け合いサービスを有効活用し、広報・周知を行います。

○ライフエンディングサポート事業の啓発：

<課題> 終活について事前に考えられていない人がいます。

<対策> ①自分の財産や遺品になるもの、介護・医療、葬儀やお墓について、記録したエンディングノート・もしもシート・事前指示書など半田市独自のものを作成します。

②終活に向けた研修や各種ツールの普及・啓発を行います。

実施主体	第1層（市全域）	第2層 （中学校区）	第3層 （小学校区以下）
住民	・互助会による生活（ちょっとした）支援、話し合える関係づくり、（入院時・入所時の）今まで家族が担ってきた保証人などの家族代行	・身元保証会社・権利擁護支援センター、保険での対応 ・ICTの活用	・高齢者だけでなく子どもも含めた居場所 ・話し合える場所 ・エンディングノート・もしもシート・事前指示書の作成
事業所	・身元保証会社・権利擁護支援センター、保険での対応 ・ICTの活用		
社協	・住む場所：近隣トラブル・家賃滞納などの大家の不安解消方法の見える化		・ちょっとした支援の可能性（ささえあいやボランティアの地域通貨、ポイント制）
行政 （関係課）			・死生観についてタブー視せずに、万が一の時のために考えておく・備える ・啓発

就労・参加支援部会報告書

(1) テーマ概要

少子高齢化や労働者人口の減少が進み、地域経済・地域コミュニティ双方において「担い手不足」が顕在化しています。福祉現場でも新卒・若手社員の定着率低下や資格要件の高さから育成・採用が難しくなっており、安定的な福祉サービス提供が危ぶまれています。また、高齢者や障がい者、生活困窮者、若年無業者など、支援が必要な方々の「働きたい」「役割を持ちたい」という意欲に応える体制づくりが求められており、単なる就労支援にとどまらず、多様な社会参加のあり方が必要となっています。地域とのつながりの希薄化や居場所の喪失が、孤独・孤立や健康悪化、フレイル等の要因となるため、社会参加が重要です。



(2) テーマ課題

課題 1：福祉現場における就労

福祉人材の確保・育成が十分に出来ておらず、福祉事業所の人材が不足、安定的な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがあります。

課題 2：課題を抱えた方を含めた一般就労へのつなぎ

小・中学校の不登校者数が増加しており、高校に進学しても学校生活がうまくいかずに退学となる方や、どこにも所属することなく中学校を卒業する、「中卒無業者」が増加しています。また、ひきこもり状態にある若者や、働く意欲があっても本人の生活歴（累犯など）等によって社会的な障壁が高く、就職の機会そのものが少なく職場の定着も課題となっています。

課題 3：地域人材の確保・育成（地域の担い手不足）

定年延長等によって、地域で活動する担い手が高齢化しており、各地域で「担い手不足」が課題となっています。その結果、既存のボランティアや市民活動団体の世代交代が進まず、地域でのささえあい活動が維持できなくなる恐れがあります。

課題 4：情報、交流の不足

企業と福祉事業所間の横のつながりが弱く、市民や学生が地元の仕事や活動に触れる機会が少ない状況です。また、双方の課題やニーズを話し合う機会がなく、それぞれのできることやニーズを補う活動を推進することが難しい現状にあります。

(3) 対策・取組

- 趣味や地域活動、短時間勤務など多様な社会参加の機会を提供します。
- 就労困難層への継続的な伴走支援体制の強化と企業との連携により、就労に結びつきやすい環境づくりを行います。
- 地域活動と就労支援の「中間的領域」として、ユニバーサル就労により就労準備期から定着までをサポートします。

実施主体	第1層（市全域）	第2層 （中学校区）	第3層 （小学校区以下）
住民 （学生）			・他者のための活動が「自分のため」と感じられる人が多くいる状態（課題3）
事業所 （企業）	・就職後も継続的に働き続けられる環境づくり（課題1・2） ・企業との連携により仕事を細分化して、年代を問わずに働く（賃金をもらえる）機会の創出「ダイバーシティ就労プラットフォームづくり」（課題2・4）	・福祉事業所等が地域貢献活動の一環で、地域のニーズにあった活動ができる仕組み（課題3）	・法人間の同世代の職員の交流や情報交換の機会（課題1） ・実習やインターンシップを受け入れている事業所間の情報交換及び大学との連携（課題1）
社協		・学生のニーズを聞き取りつつ、事業所間で引継ぎができる仕組み（課題1）	・夏休みだけでなく、恒常的なボランティア活動への参加の機会創出（課題1・3）
行政 （関係課）	・働く意欲がない人や就労以前に治療や支援が必要な人への医療との連携（課題2） ・地域と福祉と企業の情報交換の場があり、それぞれの「できること」を掛け合わせて事業化する仕組み（課題4）	・企業同士が集まって、ノウハウを培う場の創出（課題2）	

災害にも強い地域づくり部会報告書

(1) テーマ概要

半田市をより住みやすく、安心して暮らし続けられるようにするためには、住民同士の支え合いが重要です。災害や予期せぬ事故が発生したとき、地域の人々が互いに助け合うことで迅速な対応が可能になります。また、地域の住民同士が顔見知りになることで、不審者の侵入を防ぎ、防犯意識が高まることも期待できます。お祭りやイベント、地域清掃や防災訓練などの活動を通じて交流が生まれ、活気ある地域づくりにもつながります。ちょっとした困りごとでも、近所の人に助けてもらえる環境があれば、安心して暮らせるのではないのでしょうか。



まち歩きをしながら多世代交流

(2-1) テーマ課題【地域活動への参加の仕組み】

各世代で活動参加ができている事例・参加しない(できない)理由などが違う要因となっています。興味があり参加をしたいと思っている人も多いので、きっかけになる情報をどのように各世代に伝えることができるか、また各活動をどのように継続させていくのかが課題です。

(3-1) 対策・取組【地域活動への参加の仕組み】

実施主体	第1層（市全域）	第2層（中学校区）	第3層（小学校区以下）
住民		・多世代で楽しみながらできる交流の場を企画	・参加見込みがありそうな人への個別アプローチ ・人財育成、活動の継続を理念に追加 ・LINE 等情報共有ツール・QRコード等の使い方を習得
事業所	・LINE 等情報共有ツール、QRコードなどの使い方講習会の開催		・地域団体との交流
社協	・活動団体の把握・課題の抽出	・活動団体への相談機能的役割	・地域住民とのコネク트의役割
行政（関係課）	・各団体の連絡会・交流会等の開催 ・既存団体から派生する団体立上げ支援 ・tetoruが地域活動に有効活用でき、情報が悪用されないような仕組みづくり		

(2-2) テーマ課題【災害・緊急時にささえあう仕組み】

地域防災においては、防災訓練の内容や実施頻度は地区ごとになっており、安否確認のみの訓練が多く、避難所での実践的な訓練が行われている地区は多くありません。特に自主防災会の活動や地域住民の参加状況には差があり、自治区に未加入の住民には情報が届かず、訓練参加率の低下も課題になっています。一方、避難所の開設情報や備蓄内容が市民に十分周知されていないことで、被災後の生活再建への不安も大きいことも挙げられます。避難行動要支援者名簿については、発災直後の支援体制として近所の町内会や隣組の助け合いの活動が不可欠ですが、形式的なリストにとどまっており実効性のある計画までには至っていません。特に障がい福祉サービスを利用していない障がい者や高齢者への支援計画が不十分で、災害時に誰がどのように支援するかが不明確な点が課題となっています。このような現状と課題から「災害・緊急時にささえあう仕組み」が必要であることを部会で検討しました。



非常時のトイレについて学ぶ

(3-2) 対策・取組【災害・緊急時にささえあう仕組み】

実施主体	第1層（市全域）	第2層（中学校区）	第3層（小学校区以下）
住民	・様々なサークル活動で災害についての勉強会やイベントを実施し、防災意識を高める（グループ）		・地域の防災訓練への積極的に参加し近所の顔の見える関係の機会を増やす（個人） ・マイタイムラインを作成し、家族と共有（家族）
事業所	・各事業所の BCP（業務継続計画）を地域と共有して、発災時の連携に活かす		・地域の防災訓練に事業所の利用者と一緒に参加し顔の見える連携体制を構築
社協	・災害時ボランティアセンター開設訓練を実施 ・市民へ災害ボランティアセンターを周知し、住民や事業所と共に準備	・中学校のふくし共育で防災減災の内容を実施	・小学校のふくし共育で防災減災の内容を実施
行政（関係課）	・避難所の開設手順・備蓄状況を平時に住民と共有し、「自助」の準備を行えるよう支援 ・指定福祉避難所についても開設・運営手順を検討し住民と共有 ・福祉サービス未利用者・高齢者にも災害時支援プランを作成	・中学校でマイタイムラインの作成を授業に組み込む ・地域ごとに「要支援者支援会議」等の場を設け、名簿の内容をもとに支援方法を具体的に検討、共助の意識を高めて実効性のある計画を準備	・小学校でマイタイムラインの作成を授業に組み込む ・隣近所の助け合いには日ごろからの顔の見える関係が必要であることを周知し、自治区に入るメリットを学生やその家族に伝えていく

地域福祉計画策定にかかる専門部会等スケジュール

○専門部会

- ・権利擁護・居住支援部会
- ・就労・参加支援部会
- ・災害にも強い地域づくり部会

時期	実施事項	備考
令和7年3月17日	令和6年度 第2回地域福祉計画策定委員会開催	・諸報告 ・専門部会設置及び部会長指名
令和7年3月中	部会員決定 開催日程調整	・正副部会長と事務局で調整し、部会員に案内
令和7年4月 〃 6月 〃 8月上旬	専門部会開催 4月から8月上旬までの間に3～4回程度	・課題の整理 ・計画章立等協議 ・計画案（部会所管分）作成
令和7年6月11日	R7年度第1回策定委員会③	・部会報告 ・第1～2章協議 ・基本理念承認
令和7年7月29日	策定調整会議	・計画期間協議 ・相談のしくみ協議
令和7年8月25日	R7年度第2回策定委員会④	・部会とりまとめ報告 ・部会分計画本編及び取組協議
令和7年9月24日	策定調整会議	・計画案協議・承認
令和7年10月	R7年度第3回策定委員会⑤	・計画案承認
令和7年11月18日	市幹部会議に計画案提出	・パブリックコメント実施にかかる計画案報告
令和7年12月17日	市議会に計画案提出	・パブリックコメント実施にかかる計画案報告
令和7年12月26日 ～2月1日	パブリックコメント実施	・市民に計画案を提示し、ご意見をいただく。 ※市ホームページ上及び市内公共施設14施設で閲覧・意見提出が可能

令和8年2月上旬	策定調整会議	・パブリックコメント対応の計画案
令和8年2月中旬	R7年度第4回策定委員会⑥ ※書面検討	・パブリックコメント対応の計画案承認
令和8年2月下旬 まで	計画策定に係る決裁	・決裁承認
令和8年3月13日	幹部会報告	・幹部職員へ周知
令和8年3月14日	第3次半田市地域福祉計画 お披露目会	・半田市社会福祉大会内
令和8年3月26日	全員協議会	・市議会へ報告

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）では、第 1 条で地域福祉を「地域における社会福祉」と定義し、同法第 4 条で「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と地域福祉の推進が明記され、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域に住むすべての人が安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。

地域福祉計画は、「行政の福祉サービスをどのように充実させるか」だけでなく、「わがまちをより住みやすく、安心して暮らし続けられるようにするために、私たち自身が何をしたらよいのか」を考える計画です。

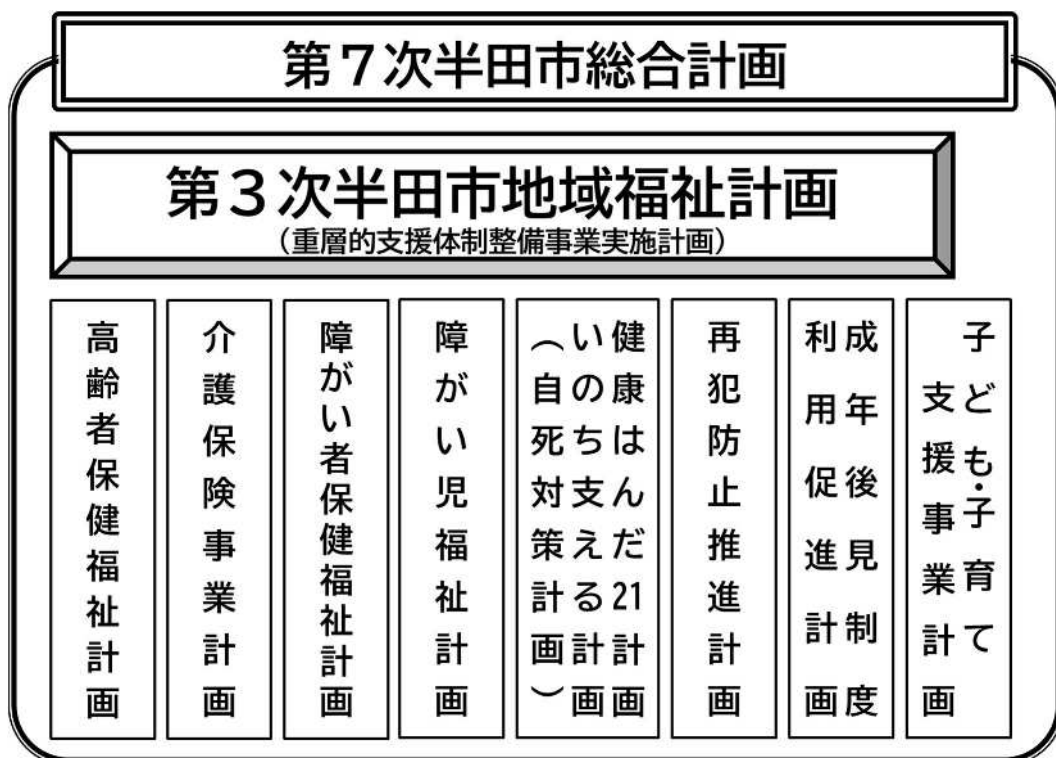
これまでに市民のみなさんや福祉活動団体、福祉事業所などの関係機関と連携して築き上げてきた半田市における地域福祉活動の基盤を継続・発展させるとともに、地域活動や社会情勢の変化を捉え、新たな課題にも挑戦していくことを目指します。

第 1 次半田市地域福祉計画（計画期間は平成 22 年度～令和 2 年度まで）、それに次ぐ第 2 次半田市地域福祉計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の期間満了に伴い、これを継承するものとして第 3 次半田市地域福祉計画を策定します。

第2節 計画の位置付け

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）の規定に基づき定めるもので、「半田市総合計画」や関連する各分野の個別計画と強いつながりを持ちながら、広い視野で地域福祉の実現を目指す計画となります。

また、各分野の個別計画のうち、「重層的支援体制整備事業実施計画」は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の4分野を重ね合わせた計画であり、効果的・効率的に実施するために上位計画である地域福祉計画に包含して策定します。



第3節 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

次期計画の策定年度（令和13年度）の翌年度（令和14年度）に関連する分野別計画の策定が予定されており、地域福祉計画を分野別計画の前年度に策定することで、地域福祉計画の中で理念を整理・明確化し、各分野別計画でその理念に基づいた事業やサービスを位置づけ、福祉分野計画全体でその施策の整合性を図っていきます。

また、上記の考え方により、次回の分野別計画策定年度（令和11年度）の前年度（令和10年度）に中間見直しを予定しています。

計画（年度）		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
総合計画		○					●						
地域福祉計画 （重層的支援体制整備事業 実施計画）		◎			○			●			○		
関連する 分野別計画	高齢者保健福祉計画		●			●			●			●	
	介護保険事業計画		●			●			●			●	
	障がい者保健福祉計画		●			●			●			●	
	障がい児福祉計画		●			●			●			●	
	子ども・子育て 支援事業計画					●					●		
	健康はんだ21計画 いのち支える計画 （自死対策計画）						○						●
	再犯防止推進計画						○						●
	成年後見制度 利用促進計画			○		●			○		●		

◎：現計画の見直し年度（※総合計画は必要に応じて中間年度に見直し）

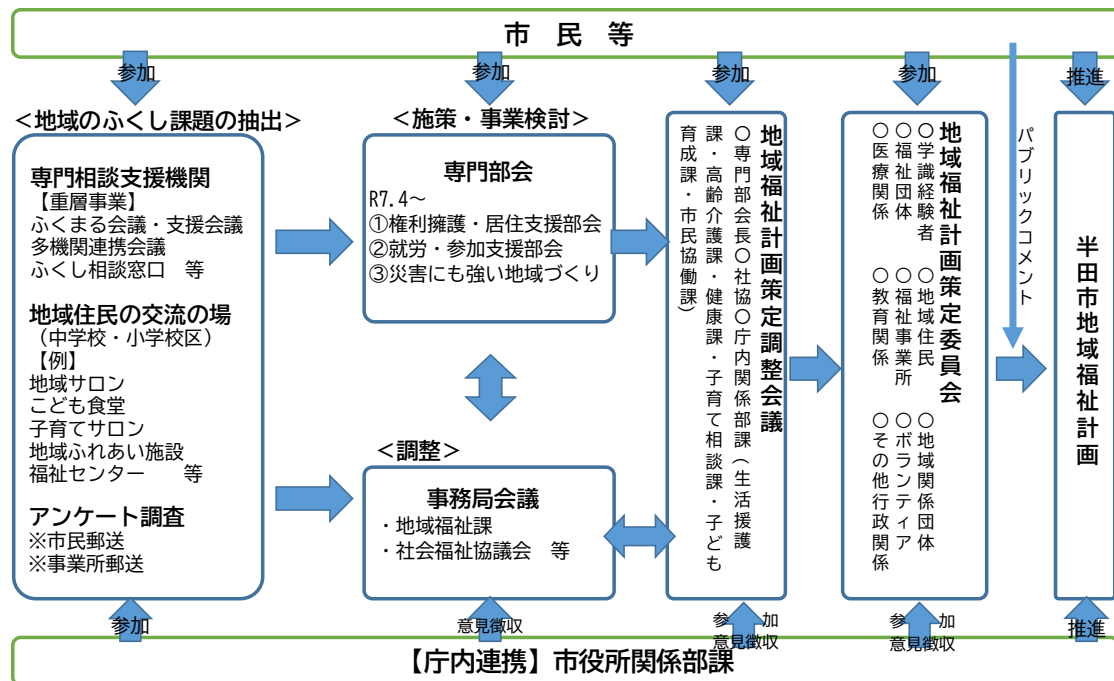
●：次期計画の策定予定年度

○：次期計画の見直し予定年度

第4節 策定体制

専門相談支援機関や地域住民の交流の場、市民アンケートによる意識調査等による地域のふくし課題の抽出を行い、福祉事業所や福祉団体、地域住民など多様な関係機関が参画した専門部会による協議・検討を行いました。専門部会で議論することが困難なテーマについては、地域福祉計画策定調整会議で協議・検討を行い、地域福祉計画策定委員会による審議を経て策定しました。

第3次地域福祉計画の策定体制



第2章 半田市の地域福祉の状況

第1節 統計データ等から見た状況

(1) 人口の推移

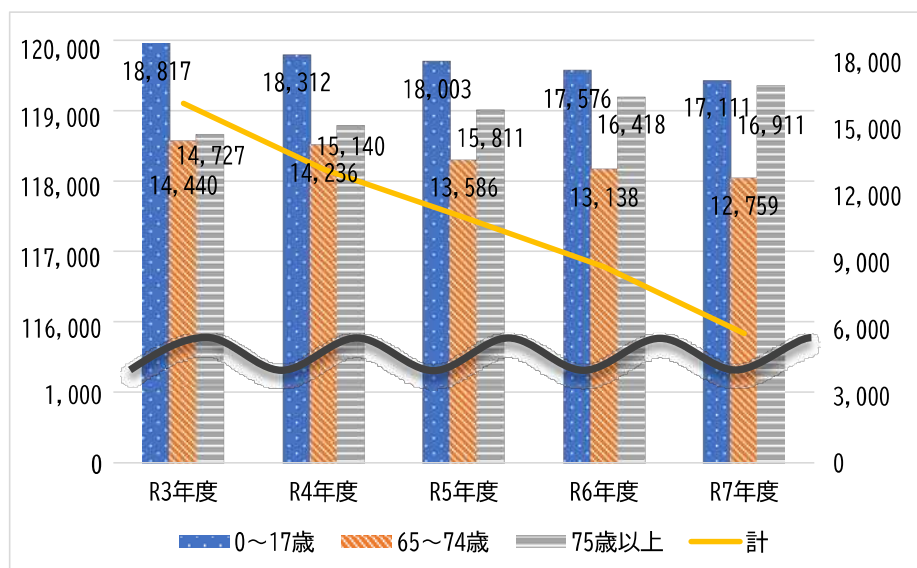
① 年代別の推移

令和7年4月現在の総人口は115,835人で、過去5年間で2.8%減少しています。年代別では、0～17歳が10.0%、18～64歳が3.0%、65～74歳が13.2%減少し、75歳以上は14.8%増加しています。

[年代別の推移]

(各年4月1日現在、単位：人)

年代別人口	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
0～17歳	18,817	18,312	18,003	17,576	17,111
18～64歳	71,118	70,478	70,084	69,646	69,054
65～74歳	14,440	14,236	13,586	13,138	12,759
75歳以上	14,727	15,140	15,811	16,418	16,911
計	119,102	118,166	117,484	116,778	115,835



※各項目の構成比(%表示)は、小数点以下第2位を四捨五入しており、内訳の合計が100.0%にならない場合があります(以下同じ)。

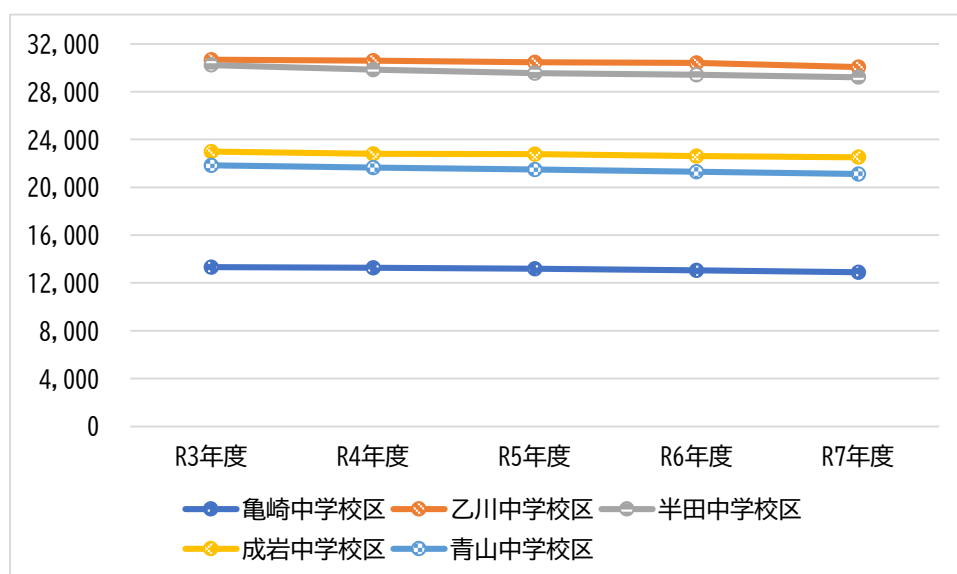
② 中学校区別の推移 【新】

過去5年間の中学校区別の人口は、いずれの地区も減少しており、総人口に占める中学校区別の構成比もほとんど変動がありません。いずれの中学校区においても、市全体の人口動態と相違ないと考えられます。

[中学校区別の推移]

(各年4月1日現在、単位：人)

中学校区別人口	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
亀崎中学校区	13,326	13,264	13,181	13,045	12,899
乙川中学校区	30,688	30,607	30,465	30,411	30,065
半田中学校区	30,244	29,845	29,554	29,418	29,218
成岩中学校区	23,001	22,808	22,780	22,608	22,524
青山中学校区	21,843	21,642	21,504	21,296	21,129
計	119,102	118,166	117,484	116,778	115,835



③ 世帯数の推移

令和7年4月1日現在の単身世帯数は21,350世帯で、過去5年間で2,241世帯（11.7%）増加しています。

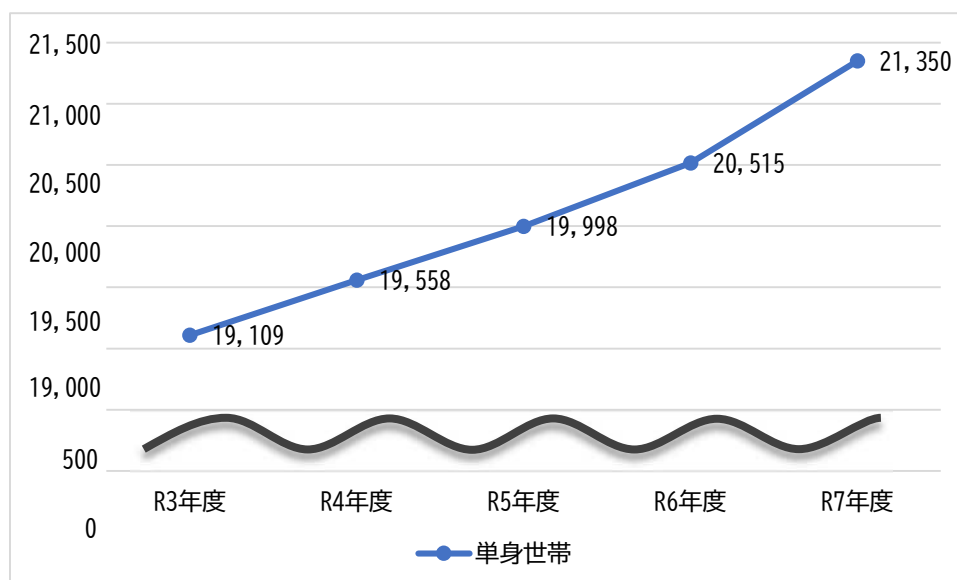
高齢者の世帯については、65～74歳の高齢者単身世帯数は2,628世帯で、過去5年間で1.8%減少しています。一方、75歳以上の高齢者単身世帯数は5,503世帯で、過去5年間で21.2%増加しています。前期高齢者の単身世帯数は横ばいですが、後期高齢者の単身世帯数は増加傾向にあります。

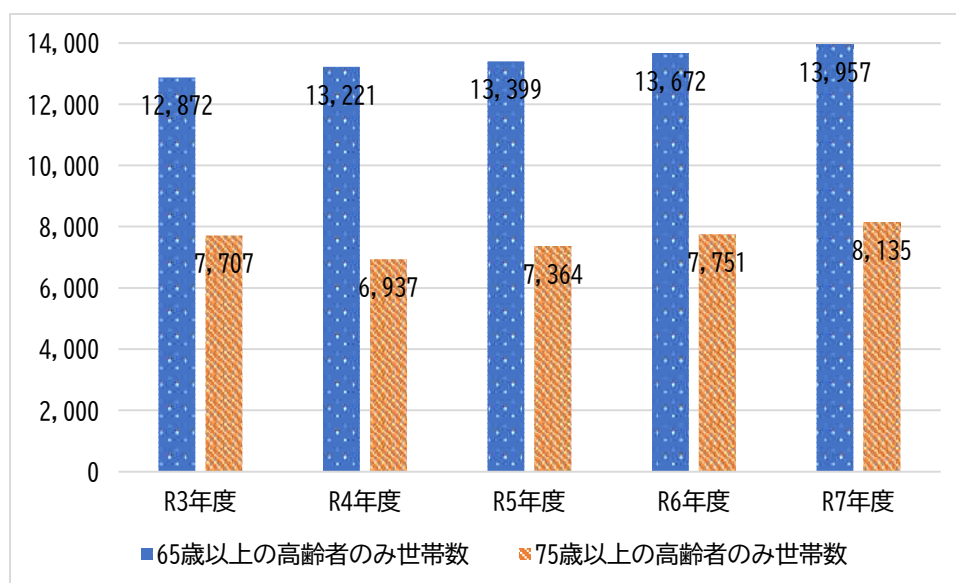
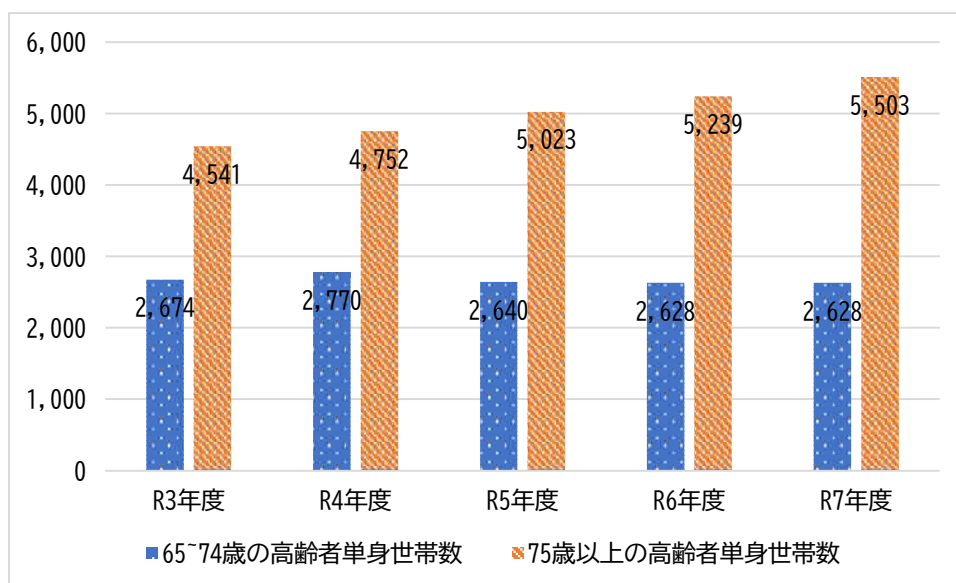
また、65歳以上の高齢者のみ世帯については、13,957世帯で、過去5年間で8.4%増加しています。そのうち、75歳以上の高齢者のみ世帯数は8,135世帯で5.6%増加しています。

〔 世帯数の推移 〕

（各年4月1日現在、単位：世帯）

世帯数	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
単身世帯	19,109	19,558	19,998	20,515	21,350
65～74歳の高齢者単身世帯	2,674	2,770	2,640	2,628	2,628
75歳以上の高齢者単身世帯	4,541	4,752	5,023	5,239	5,503
65歳以上の高齢者のみ世帯	12,872	13,221	13,399	13,672	13,957
（うち、75歳以上の高齢者のみ世帯）	7,707	6,937	7,364	7,751	8,135





(2) 高齢者の状況

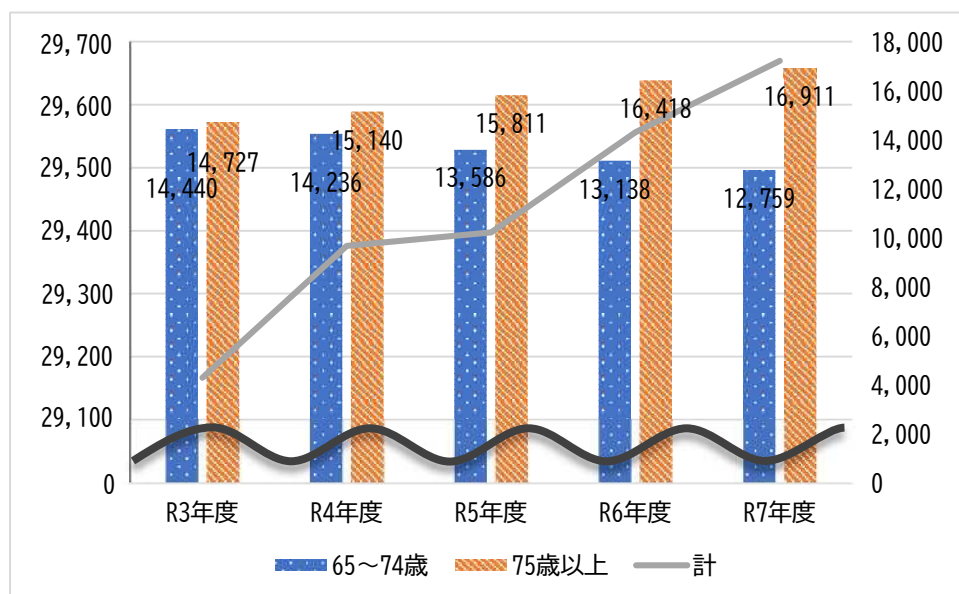
令和7年4月現在の65歳以上の人口は29,670人（総人口に占める割合は25.6%）で、過去5年間で1.7%増加しています。高齢者の内訳では、65～74歳の前期高齢者が13.2%減少、75歳以上の後期高齢者が14.8%増加しており、後期高齢者の増加率が高い水準となっています。

要介護認定者数については、過去5年間で5.3%増加しており、今後も高齢化に伴う認定者数の増加が見込まれます。区分別では、過去5年間で要介護5が23.6%増加で最も増加しています。

〔 高齢者人口推移 〕

（各年4月1日現在、単位：人）

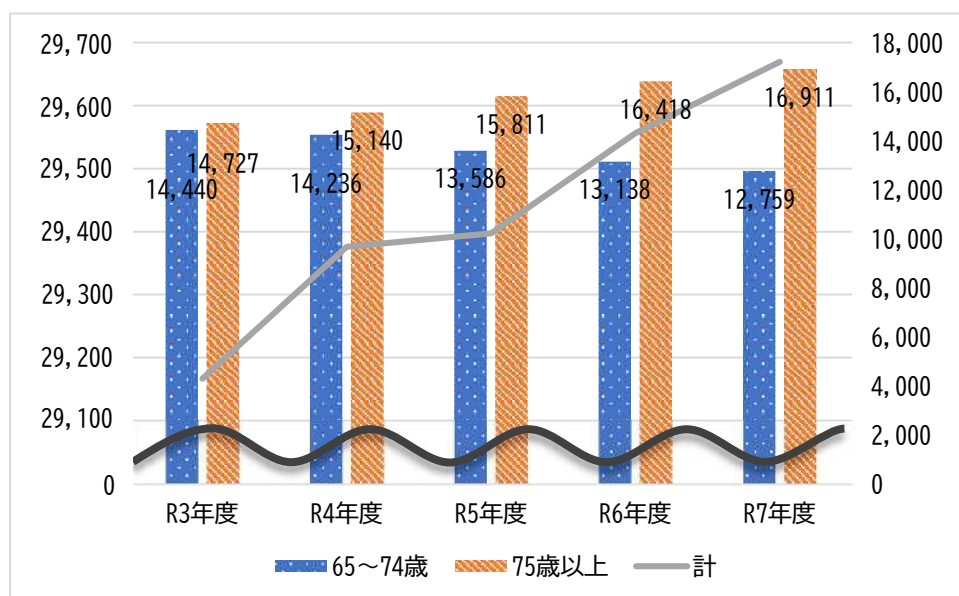
高齢者人口	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
65～74歳	14,440	14,236	13,586	13,138	12,759
75歳以上	14,727	15,140	15,811	16,418	16,911
計	29,167	29,376	29,397	29,556	29,670



〔 要介護認定者推移 〕

(各年4月1日現在、単位：人)

区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
要支援 1	920	961	983	965	976
要支援 2	593	628	598	619	673
要介護 1	1,221	1,308	1,275	1,266	1,326
要介護 2	735	704	732	744	706
要介護 3	666	658	674	641	639
要介護 4	612	653	655	623	621
要介護 5	314	305	391	403	388
計	5,061	5,217	5,308	5,261	5,329



(3) 障がい者の状況

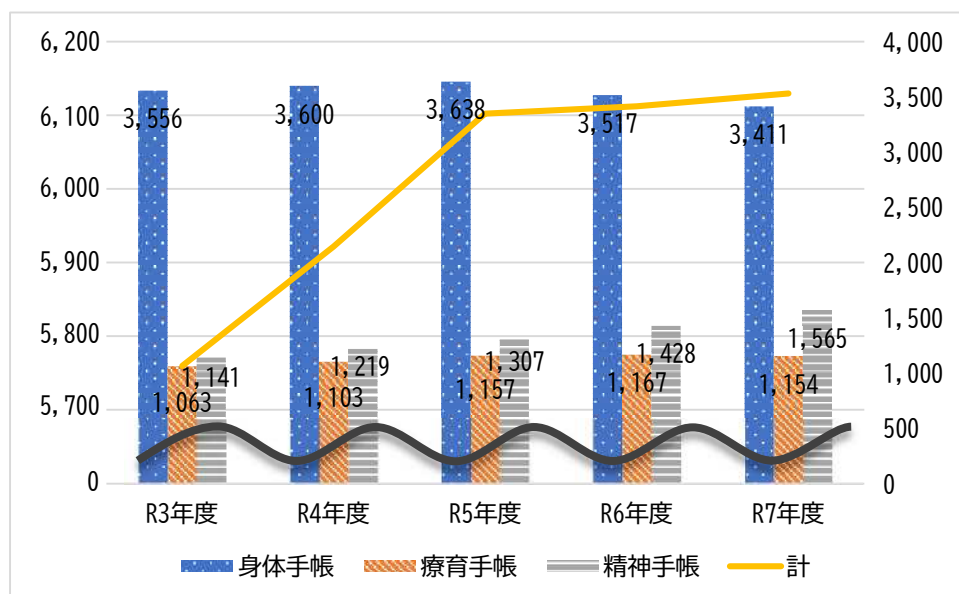
令和7年4月現在の障がい者手帳交付者数は、6,130人で、障がいの種類別構成比では、身体障がい55.7%(うち肢体不自由47.8%、内部障がい37.5%、その他14.7%)、知的障がい18.8%、精神障がい25.5%となっています。

手帳交付者の総数は年々増加しており、過去5年間で知的障がい8.6%、精神障がい37.2%増加しています。一方で、身体障がいは令和5年度の3,638人を機に減少に転じています。

[各種手帳交付者数推移]

(各年4月1日現在、単位：人)

手帳種別	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
身体手帳	3,556	3,600	3,638	3,517	3,411
療育手帳	1,063	1,103	1,157	1,167	1,154
精神手帳	1,141	1,219	1,307	1,428	1,565
計	5,760	5,922	6,102	6,112	6,130



(4) 子どもの状況

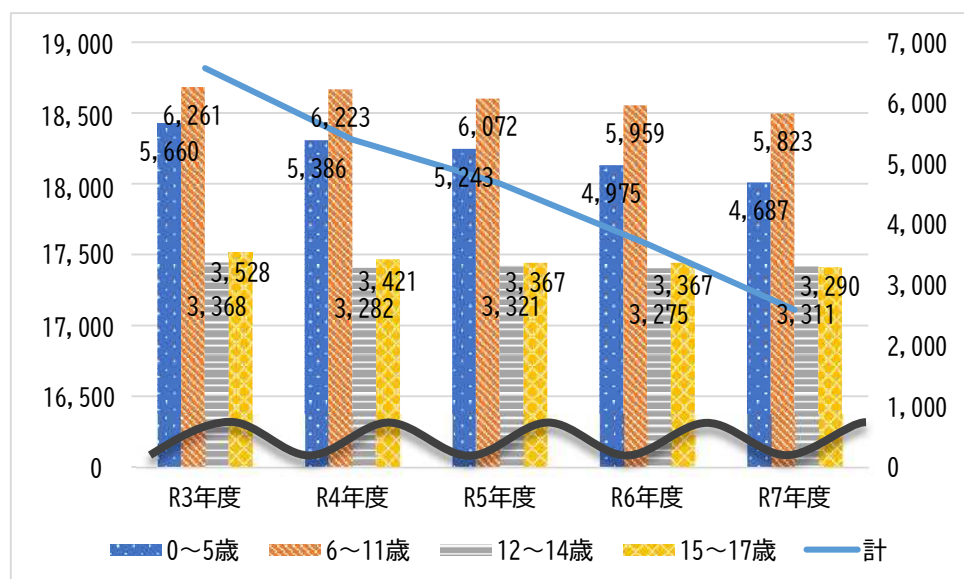
令和7年4月現在の18歳未満人口は、17,111人（総人口に占める割合は14.8%）で、過去5年間で10.0%減少している状況です。少子化傾向は今後も続くと予想されます。

世代別の過去5年間の人口減少率では、0～5歳（乳幼児期）が最も高く（20.8%減少）、次いで、6～11歳の小学生世代（7.5%減少）、15～17歳の高校生世代（7.2%減少）となっています。

〔 子ども人口推移 〕

（各年4月1日現在、単位：人）

子ども人口	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
0～5 歳	5,660	5,386	5,243	4,975	4,687
6～11 歳	6,261	6,223	6,072	5,959	5,823
12～14 歳	3,368	3,282	3,321	3,275	3,311
15～17 歳	3,528	3,421	3,367	3,367	3,290
計	18,817	18,312	18,003	17,576	17,111



(5) その他の状況

① 外国籍市民

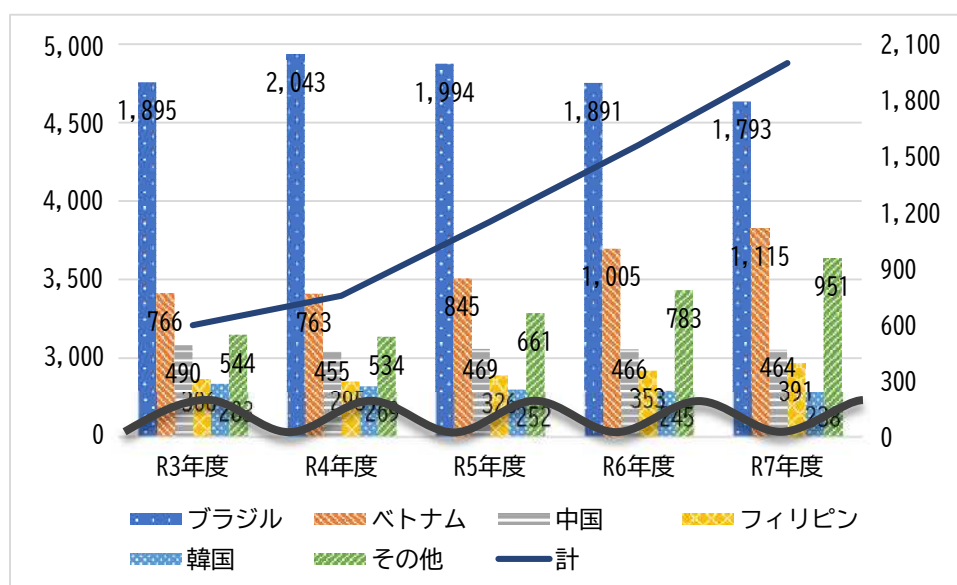
令和7年4月現在の外国籍市民の人口は 4,952 人（総人口に占める割合は 4.3%）で、過去5年間で 15.6%増加しています。内訳は、ベトナム籍が過去5年間で 45.6%、フィリピン籍が 27.8%増加しています。一方で、ブラジル籍が令和4年度の 2,043 人をピークに減少傾向であり、過去5年間で 5.7%減少しています。また、中国籍が 5.6%、韓国籍が 18.9%減少しています。

年代別では、20 代が 1,233 人で最も多く、次いで、30 代が 1,184 人、40 代が 831 人となっています。国籍別では、ベトナム国籍では 30 代、ブラジル、中国、フィリピン国籍では 40 代、韓国国籍では 70 代が最も高い割合となっています。

〔 外国籍市民の人口推移 〕

（各年4月1日現在、単位：人）

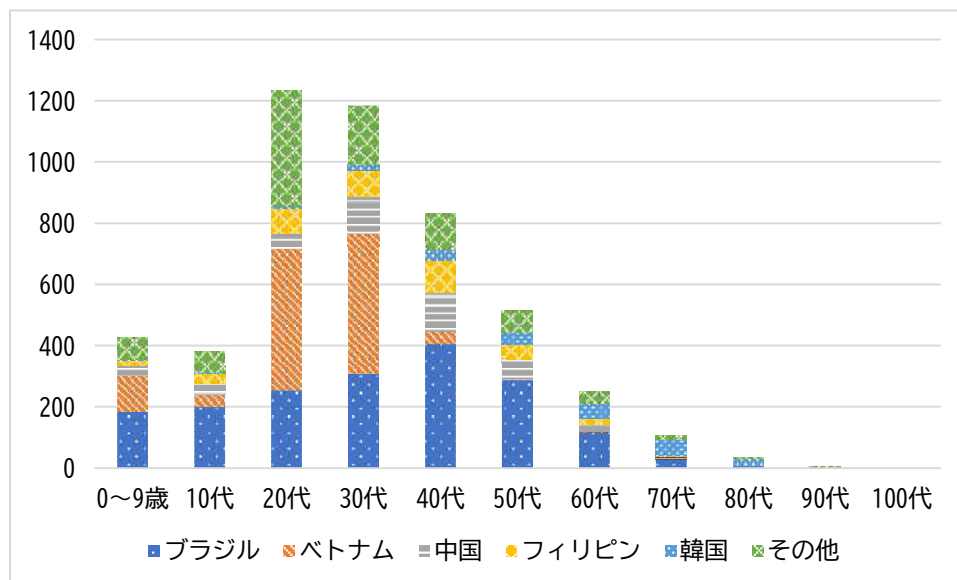
国籍	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
ブラジル	1,895	2,043	1,994	1,891	1,793
ベトナム	766	763	845	1,005	1,115
中国	490	455	469	466	464
フィリピン	306	295	326	353	391
韓国	283	269	252	245	238
その他	544	534	661	783	951
計	4,284	4,359	4,547	4,743	4,952



〔 年代別外国籍市民の人口推移 〕

(令和7年4月1日現在、単位：人)

国籍	0～9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代
ブラジル	185	199	254	308	404	287	118	29	6	0	0
ベトナム	116	42	462	457	43	2	1	0	0	0	0
中国	34	34	50	124	128	64	24	4	0	0	0
フィリピン	16	33	82	82	104	50	19	6	0	0	0
韓国	2	5	7	20	34	39	49	53	26	2	1
その他	72	69	378	193	118	73	40	13	2	1	0
計	425	382	1,233	1,184	831	515	251	105	34	3	1



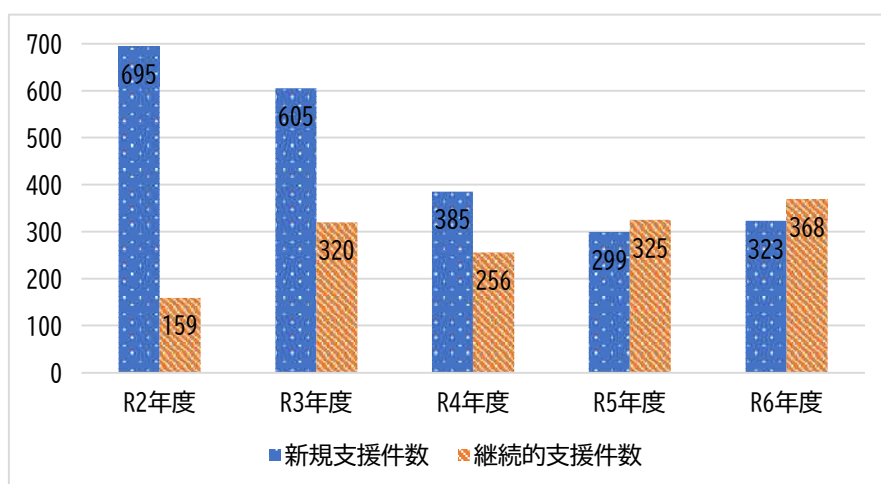
② 生活困窮等

令和6年度の生活困窮者自立相談支援件数は323件で、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度から令和3年度を踏まえると、過去5年間で新規相談支援件数は115.2%減少しています。また、生活保護世帯数は過去5年間で11.1%、人員数は13.3%減少しています。

〔生活困窮関係推移〕

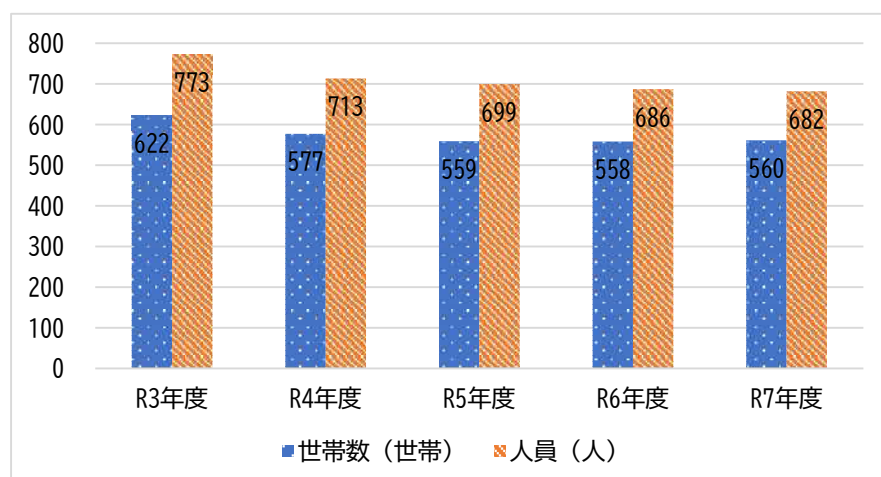
(各年度実績、単位：件)

生活困窮者自立相談支援関係	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新規支援件数	695	605	385	299	323
継続的支援件数	159	320	256	325	368



(各年4月1日現在)

生活保護関係	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
世帯数(世帯)	622	577	559	558	560
人員(人)	773	713	699	686	682
保護率(%)	6.5	6.0	5.9	5.8	5.8



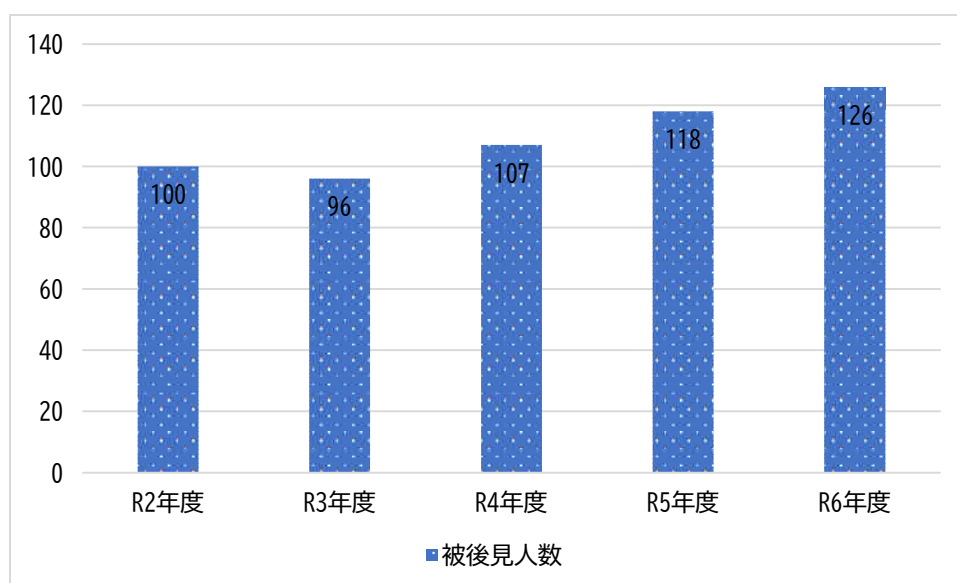
③ 成年後見

令和6年度の成年後見制度・被後見人等（NPO法人知多地域権利擁護支援センター、半田市社会福祉協議会が後見人等であるもの）は126人で、令和2年度から26%増加しています。一人暮らし高齢者や身寄りのない人の増加により、今後も増加していく見込みです。

〔 成年後見関係推移 〕

（各年度実績）

成年後見関係		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市長申立て（件）		13	5	12	13	12
被後見人等 （人）	知多地域権利擁護支援センター	100	81	95	106	116
	半田市社会福祉協議会		15	12	12	10
	計	100	96	107	118	126
相談・支援 件数（件）	知多地域権利擁護支援センター	411	391	732	720	838



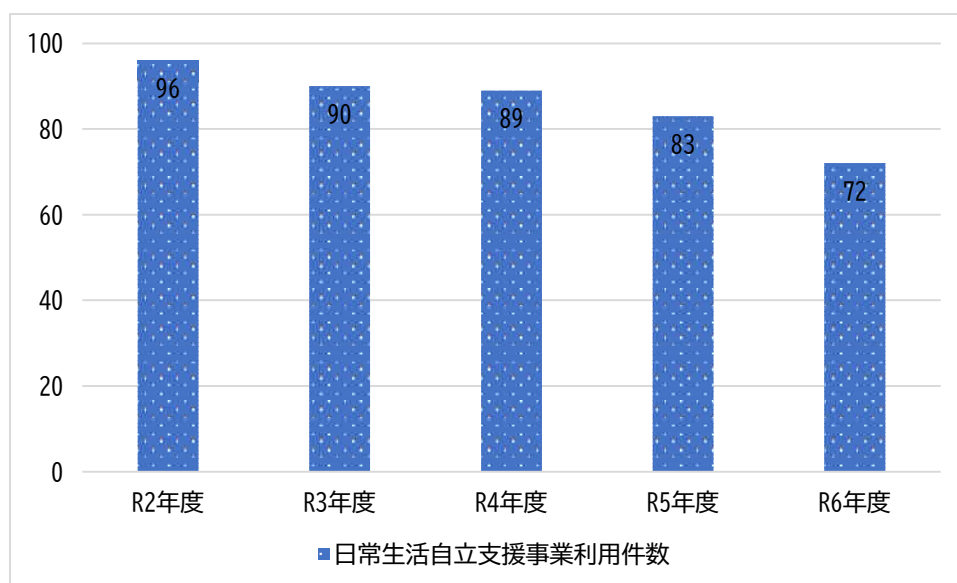
④ 日常生活自立支援事業等 【新】

半田市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の利用件数は、令和6年度は72件で、過去5年間で33.3%減少しています。また、貴重品の管理が困難な方に対する貴重品預かり事業の令和6年度のの利用件数は27件で、過去5年間で80%増加しています。今後、③成年後見制度と合わせて、権利擁護に関する支援が必要とされています。

〔 日常生活自立支援事業等関係推移 〕

(各年度実績、単位：件)

日常生活自立支援事業等関係	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
日常生活自立支援事業利用件数	96	90	89	83	72
金銭管理等事業利用件数		1	0	3	1
貴重品預かり事業利用件数		15	18	20	28



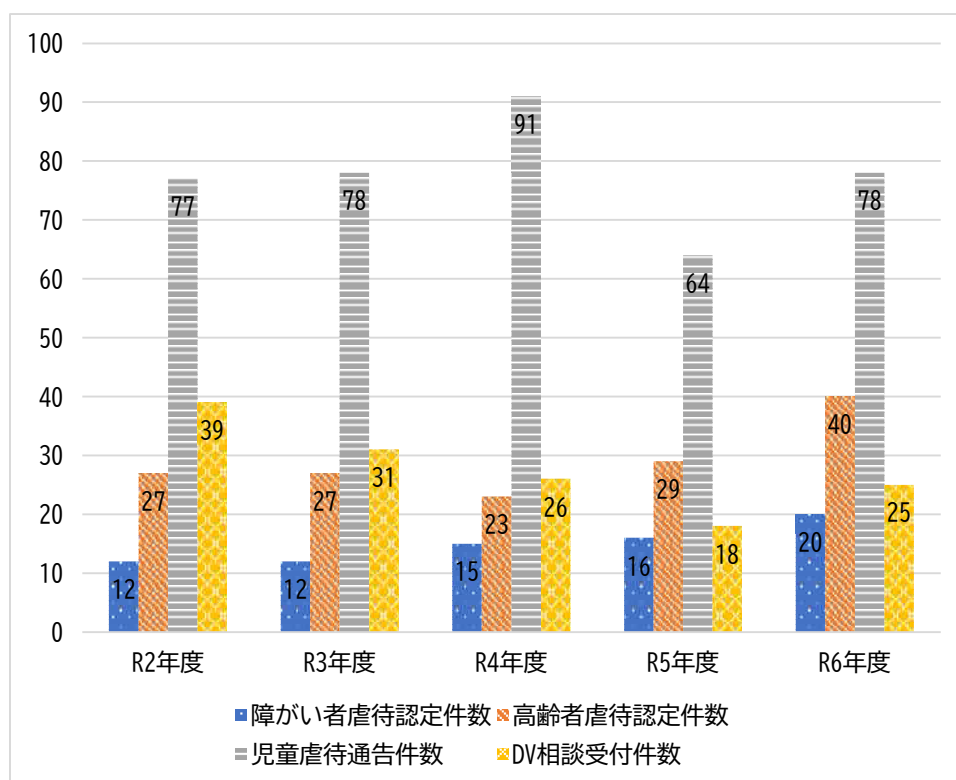
⑤ 虐待等

障がい者虐待認定件数は、過去5年間で 66.7%増加しており、高齢者虐待認定件数は、48.1%増加しています。児童虐待通告件数は、過去5年間の中で令和4年度に最も多い 91 件で、DV 相談受付件数は令和2年度に最も多い 39 件となっています。

[虐待等推移]

(各年度実績、単位：件)

虐待等関係	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
障がい者虐待認定件数	12	12	15	16	20
高齢者虐待認定件数	27	27	23	29	40
児童虐待通告件数	77	78	91	64	78
DV 相談受付件数	39	31	26	18	25



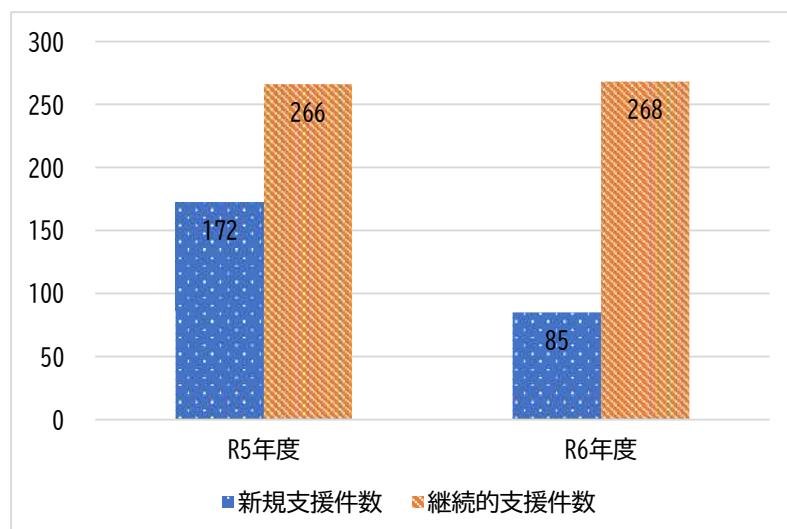
⑥ 重層的支援体制整備事業等 【新】

令和3年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業、令和5年度から本格実施を開始した重層的支援体制整備事業のうち、新たに実施した「アウトリーチ等継続的支援事業」、「多機関協働事業」、「参加支援事業」の実績は以下のとおりです。新規支援件数は、年度により変動がありますが、継続的支援件数は横ばいとなっており、「制度の狭間」にある対象者に対して、引き続き伴走支援が求められています。

〔 重層的支援体制整備事業関係推移 〕

(各年度実績、単位：件)

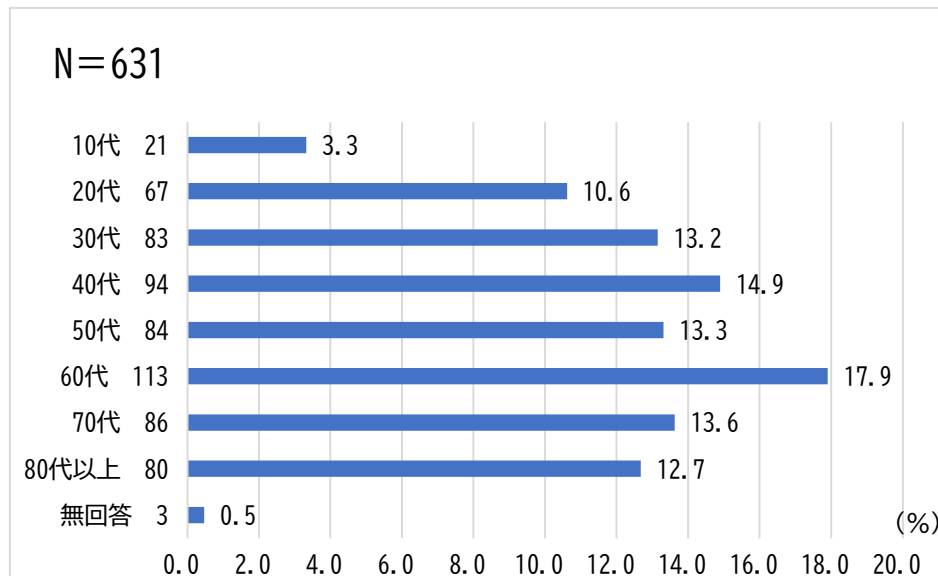
アウトリーチ等継続的支援事業 多機関協働事業 参加支援事業	R5 年度	R6 年度
新規支援件数	172	85
継続的支援件数	266	268



第2節 市民意識調査等から見た課題

市民アンケートによる意識調査や、地域の居場所における地域課題抽出のための聞き取り調査等の結果は、以下のとおりです。

【年齢別アンケート集計結果（令和7年1月1日現在の満年齢）】



（1）地域のつながり等について

近隣の人との付き合い（市民アンケート（以下同じ）問8）は、「日頃から助け合っている（6.3%）」と回答している人が平成25年度調査時から徐々に減少しており、「ほとんど付き合いがない（24.4%）」と回答している人が令和元年調査時から2倍に増加しています。また、今後の地域貢献できることへの問い（問13）では、「特にない（41.3%）」が最も多く、地域に対する思いやつながりは希薄化の傾向にあります。

また、孤独感を調査した問い（問11）においては、「時々ある（30.0%）」、「常にある（6.7%）」となっています。「時々ある」と回答した年代は40代（43.6%）が最も高く、次いで50代（34.5%）、30代（30.1%）であり、就労する若者の世代においても、孤独感を感じている結果となっています。また、「常にある」と回答した年代は80代以上（11.3%）が最も高く、次いで70代（9.3%）であり、高齢世代で高い水準となっています。これらの世代に対して、それぞれ地域の居場所やつながりを感じられる機会を広く周知することが必要です。

(2) 困りごとの相談等について

困りごとの相談先に関する問い（問 10）では、「家族・親族（79.9%）」が最も多く、次いで、「友人・知人（45.5%）」となっています。また、「相談していない（10.8%）」が、過去の調査の中で最も高い割合となっています。その理由（問 10-1）は、「信頼できる人・相談できる人がいない（34.5%）」が最も多くなっています。そのほか、「顔見知りの人に相談するのは気まずい（8.9%）」や「なんとなく相談しづらい（14.6%）」が、令和元年調査時からそれぞれ 6.4 倍、2.1 倍に増えており、距離が近すぎない相談者の必要性が増えていると考えられます。

(3) 地域活動の担い手について

自治区やコミュニティなどの地域活動（問 15）では、「活動したことはなく、今後も活動しないと思う（54.1%）」で最も多い結果となっています。今後も活動しないと思う理由（問 15-5）では、「仕事が忙しい（34.8%）」で最も多く、年代別でみると 10～50 代では半数程度が該当しており、60 代においても 26.7%と高水準となっています。定年延長等により、もともと地域の担い手であった世代も、就労している状況があると考えられます。また、ボランティア活動（問 16）においても、同様の傾向が見られます。

他方で、ボランティア活動をはじめたきっかけ（問 16-2）では、「本、マスコミ、インターネットから興味を持った（3.6%）」、「生きがいを求めて（5.8%）」、「活動している人たちを見たり、話を聞いて（7.3%）」、「地域や人とのつながりを求めて（5.8%）」などが過去のアンケート調査の中で最も高水準となっています。自身の興味や関心のある活動をきっかけに、活動を始める方が多い状況となっています。

地域の居場所での聞き取り調査でも、担い手不足や世代交代を懸念する声が相次いでおり、担い手の確保や育成は喫緊の課題と考えられます。

(4) その他

福祉に関して得たい情報（問 14）では、「健康に関する情報（38.4%）」、「介護や障がい福祉サービス等に関する情報（34.0%）」が多くなっています。また、「就労に関する情報（13.2%）」が令和元年調査時より 1.7 倍に増加しており、就労を通じた社会参加の機会が求められていると考えられます。

市民アンケート調査結果の詳細は、第 6 章（●ページ）をご覧ください。

第3章 基本理念等

第1節 基本理念等

■第1次・第2次計画の基本理念の継承

平成22年4月策定の第1次計画から第2次計画にかけて、赤ちゃんから高齢の方まで、半田市に住むすべての方の「ふだんのくらしのしあわせ」の実現を目指して、次の理念を掲げてきました。

〔 第1次計画・第2次計画の基本理念 〕

誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ

わたしには何でも相談できる人がいます。

わたしには身近に集える場所があります。

はんだには気軽に参加できる機会があります。

はんだには困ったときに支え合うしくみがあります。

わたしには地域での役割があり、

そこで安心して暮らすことができます。

上記の基本理念を継承しつつ、近年の福祉施策では自死対策などの予防的
事業や重層的支援体制整備事業の実施に伴い、本人が困っていないが周囲の
支援者が心配に思っているケース（セルフネグレクト等）が福祉の対象者とし
て焦点化されてきました。これらの状況を踏まえると、これまでの本市の基本
理念「はんだには困ったときに支え合うしくみがあります。」について、支え
合うしくみは「困ったとき」に限定されるものではなくなってきたことから、
以下のとおり基本理念を変更したうえで、本計画の基本理念を定めます。

〔 第1次計画・第2次計画から第3次計画の基本理念の変更点 〕

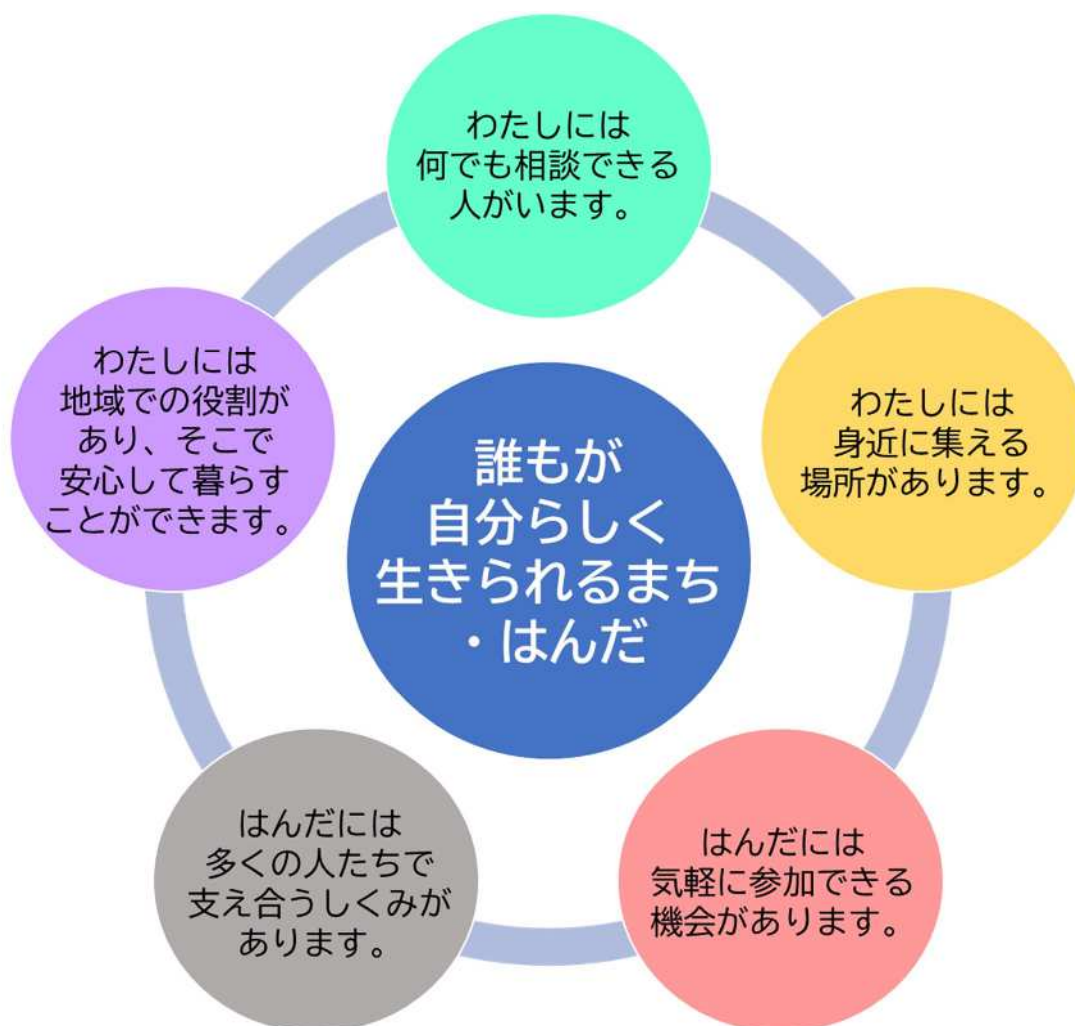
旧【第1次計画・第2次計画】

はんだには困ったときに支え合うしくみがあります。

新【第3次計画】

はんだには多くの人たちで支え合うしくみがあります。

〔 第3次計画の基本理念 〕



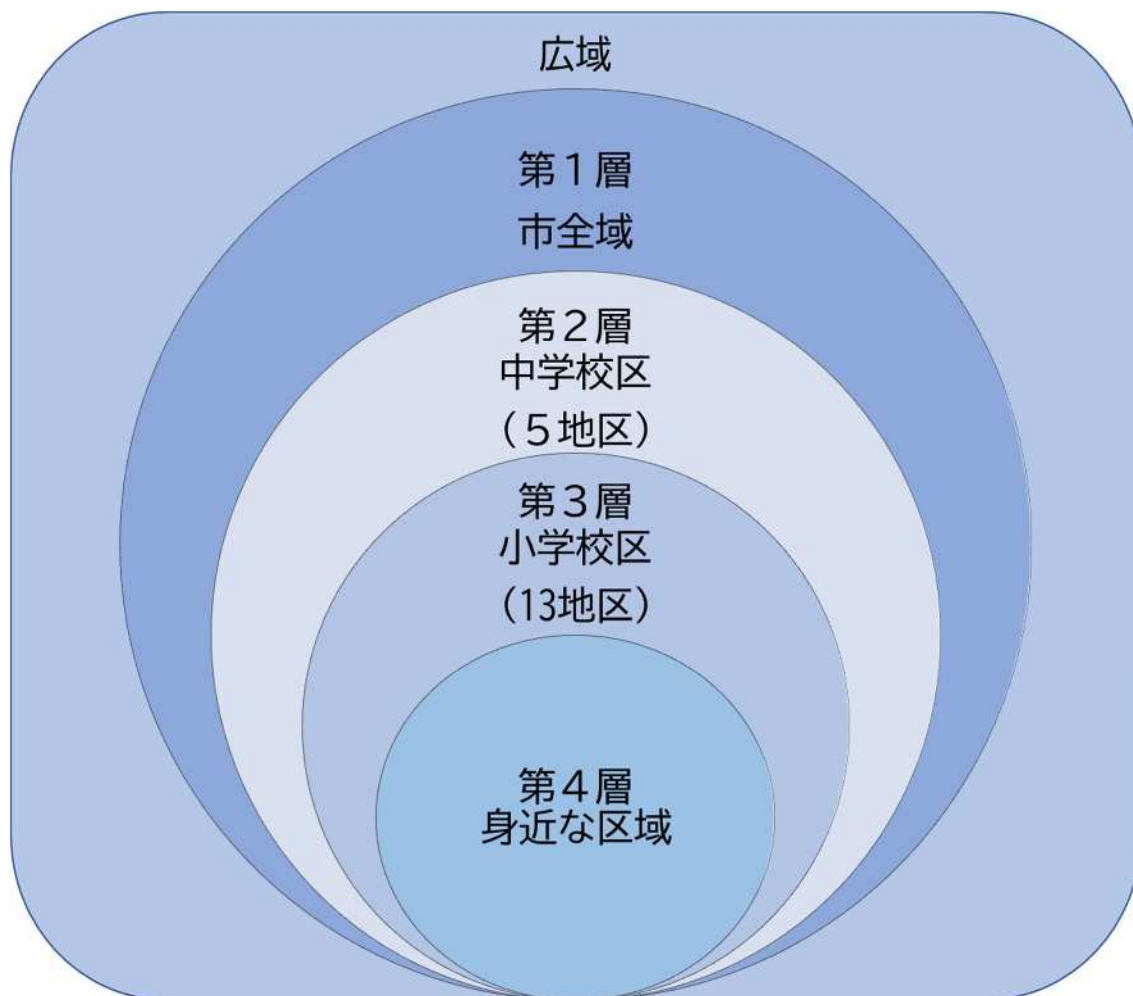
第2節 地域福祉活動の階層

第1節の基本理念に基づき地域福祉活動を実施するにあたっては、どこで、どのように実施していくか「市全域で進めること」と「住民に身近な地域で進めること」の双方から推し進める必要があります。

これまでの地域福祉活動は、第2層（中学校区）を中心に実施してきました。第2次計画では、第2層から第3層へ地域福祉活動の中心を移行するように試みましたが、これまでの地域福祉活動の基盤を最大限に生かすためには、第2層を中心として活動を推進する体制を築いていきます。

さらに、近年では若い世代を中心に、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した相談や居場所などに関する全国的・全世界的な取組が進化し続けています。これらを取り入れつつ、人口減少社会における近隣市町との協働などの「広域的な活動」を推進できる体制を築いていきます。

〔 階層イメージ図 〕



〔 階層の定義 〕

広 域	県や知多圏域で広域的なサービスや制度を運用
第1層	市全域で制度的福祉サービスを展開
第2層	地域特性に応じた地域福祉活動や、住民に身近な地域での専門的相談支援等を展開
第3層	より地域特性に応じた地域福祉活動等を展開
第4層	自治区、町内会、隣組等の区域で、ご近所同士のささえあいの基盤となる階層

〔 各階層で展開する福祉サービスや地域福祉活動等の例 〕

広 域	災害時連携、人材バンク、若者サポートステーション など
第1層	介護保険給付、国民健康保険給付、福祉医療費助成、生活保護、生活困窮者自立支援、居住支援、成年後見等権利擁護、障がい者自立支援、児童手当その他の手当支給、健康診査、半田市ふくしまるごと会議の開催、ダイバーシティ就労プラットフォーム など
第2層	地域子育て支援拠点の整備、住民に身近な地域での専門的相談支援、各地区ささえあい活動計画の策定・推進、多機関連携会議、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置、共助の地域づくり事業
第3層	ふくし相談窓口、住民による助け合い組織（お助け隊）の活動、ふくし共育の実践、地域ふれあい施設の運営 など
第4層	民生・児童委員活動、〇〇サポーター活動、地域サロンの運営、災害避難時の声掛け、日頃のささえあい など

※地域特性によって、階層をまたぐことや、別の階層で検討された取組をより住民に身近な地域で実践することもあり、連携して実施していきます。

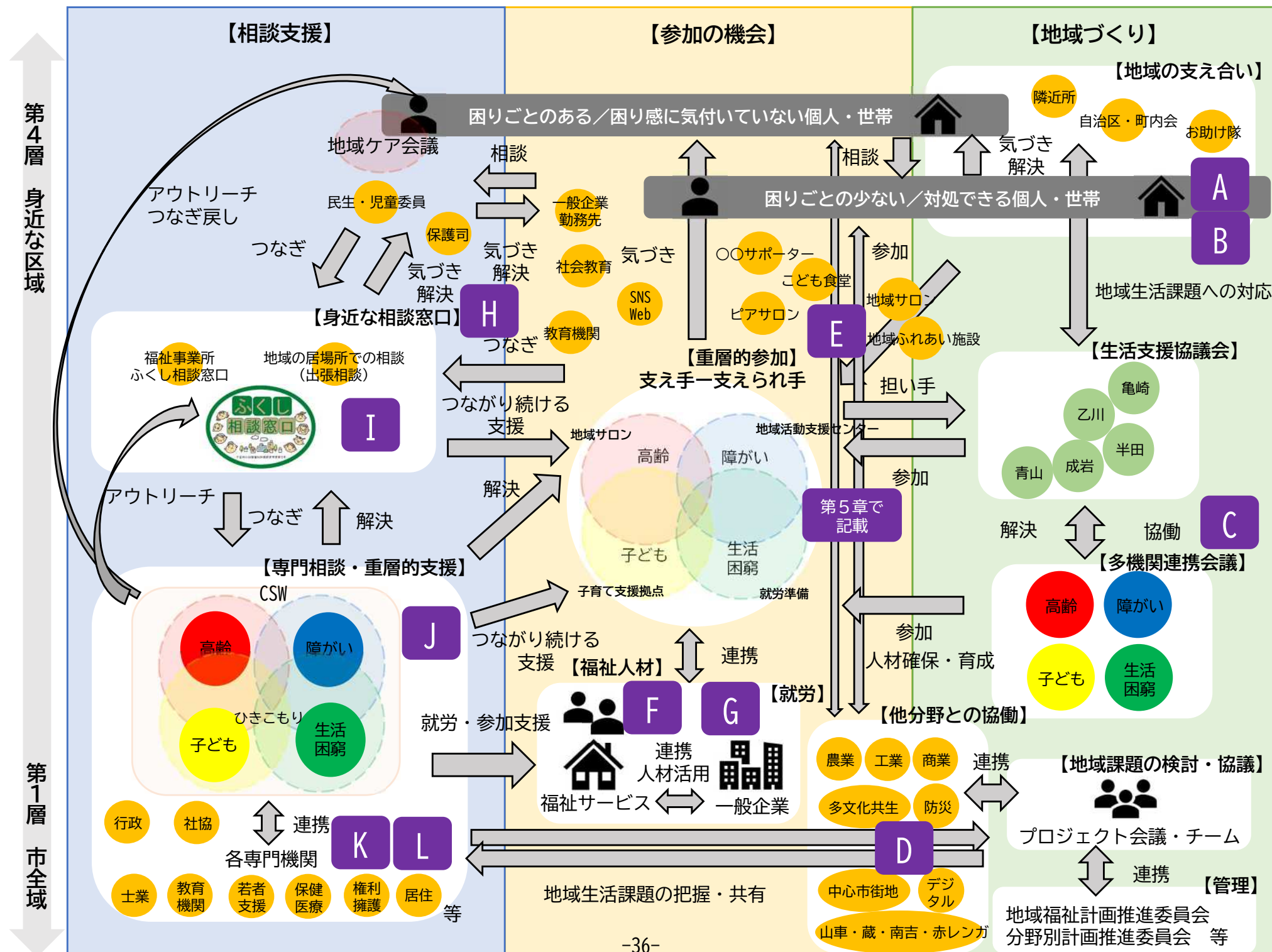
第4章 基本目標と推進施策

第1節 基本目標

第1次～第2次地域福祉計画での活動や市民アンケートによる調査結果を踏まえ、「地域のつながりの希薄化」や「人材不足」、「相談できる人がいない」など、様々な地域生活課題が見られました。本市では、地域福祉推進の主体である市民及び支援関係機関の協力を得ながら、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するため、次のとおり目標を定め、施策を推進していくこととします。

大目標：はんだ版包括的支援体制の確立

基本目標1. 地域づくりの推進
推進施策 A. 地域活動への参加のしくみ
推進施策 B. 災害時、緊急時にささえあうしくみ
推進施策 C. 地域づくりの基盤強化・連携
推進施策 D. 他分野との協働
基本目標2. 参加の機会の創出
推進施策 E. 住民に身近なところの参加支援
推進施策 F. 福祉人材の獲得・育成
推進施策 G. 就労につながる人材の育成
基本目標3. 相談支援の充実
推進施策 H. 地域住民の気づきの目と支援機関につなげる行動の醸成
推進施策 I. ふくし相談窓口
推進施策 J. 複合的な課題を抱える市民を支援する体制の拡充
推進施策 K. 多死社会における身元保証、住まい、死後の支援
推進施策 L. 意思決定を重視した第3の権利擁護のしくみ



第3次半田市地域福祉計画章立て（骨子）

P1 市長挨拶のページ

P2 委員長挨拶のページ

P3～4 目次

P5 第3次地域福祉計画とSDGs（の位置づけ）

◇第1章

第1節 計画策定の趣旨

- ・行政の福祉サービスの充実だけではなく、わがまちをより住みやすく、安心して暮らし続けられるようにするために、私たち自身が何をしたら良いのかを考える計画

第2節 計画の位置付け

- ・分野別計画の上位計画であることの提示

第3節 計画期間

- ・令和8年度から令和13年度までの6年計画とし、分野別計画を策定する前に方向性を定める。
- ・令和10年度（計画期間3年目）に中間見直しを行い、令和11年度に策定する分野別計画の方向性を定める。

第4節 策定体制

- ・課題抽出～部会～策定調整会議～策定委員会

◇第2章

半田市の地域福祉の状況

- ・総人口、地域活動の担い手（子ども、前期高齢者）減だが、高齢者・障がい者・外国籍市民増
- ・生活困窮、虐待案件、重層支援など横ばい（総人口比では増）
- ・市民アンケートによる地域福祉活動への意識の希薄化、孤独・孤立感。

◇第3章（基本理念等）

第1節 基本理念等

【基本理念】誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ

- | | | |
|-------|---|------------------------------|
| わたしには | { | なんでも相談できる人がいます。 |
| | | 身近に集える場所があります。 |
| | | 地域での役割があり、そこで安心して暮らすことができます。 |
| はんだには | { | 気軽に参加できる機会があります。 |

多くの人たちで支え合うしくみがあります。

- ・第1次計画の基本理念を継承しつつ、健康課の予防的事業やR5～重層的支援体制整備事業など「困ったときに」支え合うものではなくなってきた。多様な支援者がチームで支え合う体制づくりを進めていきたい、以下のとおり変更。

はんだには、困ったときに支え合うしくみがあります。

はんだには、多くの人たちで支え合うしくみがあります。

第2節 地域ふくし活動の階層

- ・新階層に「広域」をイメージした図を作成するが、第1層～第4層は継承。
- ・広域（県・圏域）：人材バンク、なかぽつ、若サポ
人材確保の取組など単一の市だけではない取組も実施。ただ、ベースは半田市なので階層には入れない（記述のみ）。
- ・SNSにも触れながら記載。

<参考>

市町	階層
大府市	広域（県・近隣市町） 第1層（市全域）第2層（日常生活圏域（中学校区））第3層（自治区・コミュニティ）第4層（ご近所、班・組・自治会）
東海市	広域（県・近隣市町） 第1層（市全域）第2層（日常生活圏域）第3層（コミュニティ単位）第4層（身近なエリア 隣近所）
知多市	設定なし
常滑市	HPに掲載なし
東浦町	第1層（町全体）第2層（小学校区）第3層（組や班）
阿久比町	第1層（町全域）第2層（小学校区域）第3層（行政区域）
武豊町	第1層（町全域）第2層（小学校区）第3層（自治会）
美浜町	第1層（町全体）第2層（小学校区）第3層（行政区）
南知多町	HPに掲載なし

◇第4章（基本目標と推進施策）※推進施策ごとに目指す姿を掲載

【基本目標】

☆大目標：はんだ版包括的支援体制の確立

- ・はんだの目指す包括的支援体制の図を作成し掲載

基本目標1．ささえあいの地域づくり

推進施策A．地域活動への参加のしくみ

現状と課題

- ・ボランティアの高齢化が進み、次の世代に繋がっていない。
- ・今まであった、PTA 活動や、区の運動会などの地域での活動が縮小。
- ・興味のあるものや、将来に繋がるものの参加は多いが、気軽にちょっとした活動には集まりにくい。
- ・中学校の部活動改革により、中学生の土日の居場所がない。（課題でありチャンスでもあるのでは…）
- ・親世代へは、子どもに体験させたいと思う事業を企画し、親子で参加する中で役割を持てるよう促す。

取組

- ・多世代で運営するしくみ：小さな役割を多数の人に（広く浅く）、役割を視える化し、個人の負担を少なくする。
- ・広報媒体の活用
- ・多機関による支援：自分事となる興味・関心から活動につなげていく。
- ・若い世代への参加のしくみ：イベントとの掛け合わせ、個別の声かけ、学校や団体との連携、計画から参画できる仕組み、オンラインやLINE 電話の活用、わが子のためから地域のためへ、合法的な家出の場、夜の居場所、夜散歩

推進施策B．災害時、緊急時にささえあうしくみ

現状と課題

- ・自主防災会の動きが地域によって異なり、それぞれ工夫して取組んでいる。市からは、地区の防災訓練で安否確認訓練を取り入れて欲しいと依頼している。
- ・避難行動要支援者名簿に頼らず、町内会・隣組内で情報を共有している（名簿が活用できていない）。また、個別避難計画は障がい福祉サービスを利用している方については、計画を支援者と一緒に作成しているが、該

当しない障がい児・者や高齢者は本人記載で、計画の具体性に欠ける。

- ・自治区加入率が低く（約半数世帯）、防災訓練への参加率も低くなる。
- ・被災後の生活再建の見通しが立ちづらく、どのように再建していくか不明確な状態。

取組

- ・自助意識の向上を図る：多世代が楽しみながら学べる訓練の実施（防災と関連ないイベントとも一緒に開催）、定期的な防災アンケートの実施やマイタイムライン・自分マニュアル等の作成、デジタル媒体での情報発信、名簿を活用し、自治区と民生委員等で訪問し確認、区への勧誘も一緒に行う。等
- ・被災者支援の仕組み・連絡体制の構築：被災者の支援体制について関係者と協議し、体制構築を図る。
- ・自主防災会同士の情報連携：良い取組が全自主防災組織へ伝わる仕組みづくり、情報交換の場の設定。
- ・個別避難計画や福祉避難所などの災害対策基本法・災害救助法への対応。

推進施策C. 地域づくりの基盤強化・連携

現状と課題

- ・第2層以下の階層での地域福祉活動推進を目的に、重層的支援体制整備事業の共助の地域づくり事業や介護予防・生活支援体制整備事業を市から社協に委託している。
- ・社会福祉法人の地域貢献（公益を目的とする事業）をきっかけに始まった多機関連携会議は、NPO法人や一般社団法人、株式会社や医療法人など、事業所の経営母体に寄らずに各地区で開催されている。

取組

- ・共助の地域づくり事業と介護予防・生活支援協議会、多機関連携会議のそれぞれの目的を明確化し、一体的に実施できることを通して、地域づくりにおける多様な属性が参加する場を創出する。
- ・第2層を中心に議論された内容を、第3層から第4層に下ろして、地域の階層の中で、効果・効率的に実施できる体制を整備する。

推進施策D. 他分野との協働

現状と課題

- ・福祉分野での横のつながりは多機関連携会議で築かれているが、福祉以

外の分野との協働については積極的に推進されていない。

・農業、工業、商業、多文化共生、防災、デジタルなどの他分野や、半田市独自の観光資源（山車・蔵・南吉・赤レンガ）、総合計画でも積極的に推進されている中心市街地活性化事業に福祉分野でできることを議論し、積極的に関わっていく必要がある。

取組

- ・市全体で推し進めている施策について、福祉分野からの関わり方について検討していく。
- ・広報や相談体制でデジタル技術を活用する。
- ・企業と協働した地域づくりや企業のボランティア休暇を奨励する。

基本目標２．参加の機会の創出

推進施策E．住民に身近なところの参加支援

現状と課題

- ・地域サロンや地域ふれあい施設、子ども食堂、児童センターなど多様な参加の場がある。
- ・フォーマルな社会資源だけではなく、インフォーマルな社会資源についても、それぞれの興味・関心から生まれている。

取組

- ・これまでの取組と同様に、社会資源の創出や参加を応援する。
- ・フォーマルな参加の場だけでなく、インフォーマルな参加の場についても把握し、広報を行う。
- ・「子ども食堂」であっても子どもだけでなく、若者や高齢者、障がい者など多様な属性が参加できる体制づくりを行う。
- ・個の参加支援につなげる小プロジェクトを実施する。

推進施策F．福祉人材の獲得・育成

現状と課題

- ・福祉分野への就職について、人材不足が進んでおり事業所を閉じざるをえない法人も出てくる。これにより、福祉サービスを利用できずに家族の介護をするために介護離職をする人が増加する懸念がある。
- ・福祉系の学生であっても、待遇や福利厚生、キャリアプランなどを様々比較した結果、福祉分野を志す学生は少ない状況。福祉系の学生だけをターゲットにしても事業所間で取り合いになってしまう。

- ・人材育成に関して、同期や年齢に近い職員が少ない場合がある。また、管理職になるための研修が実施されず人材育成に力を入れられない法人も多い。
- ・人材不足の中にあっても、専門職が事務仕事をするなど業務の効率化や人材の有効活用ができていないことがある。

取組

- ・幼保～小中学生：ふくし共育の推進・ふくし理解の促進
- ・高校～大学生：芸術やスポーツをふくしへ（入口の多様化）、実習カリキュラムの整理、インターンシップの促進、就活イベント
- ・若者～転職：法人間のつながりづくりの創出、キャリアプラン
- ・管理職：管理職講座の開催
- ・その他：専門職でなくても良い仕事を地域人材へ（就労意欲がある若者・高齢者の活用）

推進施策G. 就労につながる人材の育成

現状と課題

- ・福祉分野の中の各分野（障がい、困窮、シルバー（高齢）など）別に企業開拓をしている。企業からふくしに協力してもらっているが、企業から受託する業務と福祉のニーズがマッチしないことがある。また、それぞれに企業開拓をしており効率が悪く、受け手の企業にとっても違いが分かりにくい場合がある。
- ・全国的に超短時間就労やすきまバイトが進化している。

取組

- ・福祉だけでなく、企業やNPOなど様々な分野でインクルーシブ就労について議論するプラットフォームの整備
- ・業務を切り出して就労トレーニングをするしくみ

基本目標3. 相談支援の充実

推進施策H. 地域住民の気づきの目と支援機関につなげる行動の醸成

現状と課題

- ・各種サポーター（認知症、にじいろ、ゲートキーパー、こころ）の養成、民生委員、保護司の活動推進、ふくし相談窓口のPR、ふくし共育、地域見守り活動を実施している。
- ・知り合いや身内に相談しにくい人が一定数いて、大人だけでなく子ども

も学校等に対面で相談しにくさを感じていることがある。

- ・本人が困っていることに気づいていないケースもあり、周囲の支援者（学童や放課後子ども教室等）が心配になり相談支援機関に相談することがある。
- ・SNSは犯罪等に繋がる可能性がある。

取組

- ・今あるもの・制度の活用・周知（小中学生に支給されているタブレット端末の活用、各種サポーターの養成の推進、国や県の相談窓口のPR、ふくし相談窓口のPR、イベントの活用等）。
- ・一般企業や勤務先からの相談の受付（就労支援だけではない企業とのつながり）。
- ・相談者へのフィードバック、アウトリーチ、地域ケア会議等の活用。

推進施策Ⅰ．ふくし相談窓口

現状と課題

- ・各地区多機関連携会議を中心に福祉事業所への窓口機能が広がり、歩いていける距離への相談先が増えてきた。
- ・市民へのふくし相談窓口のPRとして、チラシやマップの全戸配布や、啓発カードの作成・設置、PR動画の作成と研修を各地区で進めているところである。
- ・市民からふくし相談窓口への相談数は少ない。また、福祉事業所の利用者の家族等の異変から相談につながるケースも多くない。

取組

- ・市民への啓発（動画や口コミ、SNSの活用等）
- ・福祉事業所への啓発（潜在的8050世帯の早期発見・早期支援を目標に推進）。
- ・喫茶店やショッピングモール等、日常の中にある居場所での出張相談。

推進施策Ⅱ．複合的な課題を抱える市民を支援する体制の拡充

現状と課題

- ・令和3年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業、令和5年度から重層的支援体制整備事業の本格実施を開始し、社協にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、複雑的・複合的な課題に対応する体制を整備している。

- ・重層事業はコミュニティソーシャルワーカーだけではなく、各分野別の支援機関が寄ってたかって支援する環境が重要である。
- ・ふくしまのごと会議が開催されているが、構成員が多くなり、対象者への支援について議論が深められていない。

取組

- ・各種会議体の有効活用・統廃合（分野別、分野同士、分野まるごと）
- ・支援者が孤立しない支援体制の整備
- ・重層事業を通じて支援者連携ネットワークの構築
- ・多世代対応型相談体制のため、SNS を活用した相談支援体制の検討（若者支援）

推進施策K．多死社会における身元保証、住まい、死後の仕組み

現状と課題

- ・単身独居世帯の増加、家族の基盤の弱体化、人間関係の希薄化が進んでいることにより、経済的理由だけでなく身元保証がないために住む場所を確保することが困難になってきている。
- ・孤独死、家賃滞納、近隣住民とのトラブル等のリスクや不安があるため、借りられない。大家側が貸しやすい仕組みを構築する必要がある。

取組

<大家が貸しやすい仕組みの構築>

- ・近隣トラブル・家賃滞納などの大家の不安解消方法の見える化
- ・身元保証会社や権利擁護支援センター、保険での対応
- ・互助会による生活（ちょっとした）支援、話し合える関係づくり
- ・地域の中でのつながりの再構築として何があるかを考える
- ・家族代行できる仕組みとして、くらしあんしんサポート事業などで互助会・ろうスクールの企画・運営・普及・啓発
- ・IT、ICT の活用
- ・新たな金銭管理制度により対応の可能性あり

推進施策L．意思決定を重視した第3の権利擁護のしくみ

現状と課題

- ・世帯構成の多様化により、母子世帯、外国人世帯、高齢者世帯、LGBTQ、家族関係を望まない人等が生きにくさを感じる現状がある。
- ・終活について事前に考えられていない。

取組

- ・対象者が高齢者だけでなく子どもも含めた居場所（みんなの食堂など）
- ・ちょっとした支援の可能性（ささえあいやボランティアの地域通貨、ポイント制など）
- ・エンディングノート、もしもシート、事前指示書の作成
- ・終活に向けた研修や各種ツールの普及・啓発

◇第5章（重層的支援体制整備事業実施計画）

※第2層の行動計画を中間見直し時に追加掲載

- ・データの更新、一部削除
- ・実施体制の一部変更：多機関協働事業の一部委託、健康課げんきスポットの事業変更など

◇第6章（資料編）

1. 市民アンケート結果
2. 地区別比較表
3. 専門部会レポート
4. 名簿等